

議案第59号

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年6月7日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年三田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有
する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認め
たもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。